

掛川市規則第28号

掛川市国民健康保険高額療養費貸付基金条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和7年12月1日

掛川市長

(別紙)

掛川市国民健康保険高額療養費貸付基金条例施行規則の一部を改正する規則

掛川市国民健康保険高額療養費貸付基金条例施行規則（平成17年掛川市規則第38号）の一部を次のように改正する。

第2条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

様式を次のように改める。

様式第1号（第2条関係）

国民健康保険高額療養費資金貸付金申込書

年　月　日

（あて先）掛川市長

住所

申込者

氏名

掛川市国民健康保険高額療養費貸付基金条例施行規則第2条の規定に基づき、高額療養費資金を借り受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申し込みます。

受付年月日 (番号)	年　月　日 (　号)		貸付決定年 月日承認決 定番号	年　月　日 (　号)	
世帯主		受給者		世帯主と の続柄	
被保険者 記号・番号			世帯の所得	円	
傷病名					
医療機関の名称及び所在地		名 称			
		所在地			
療養を受けた期間		年　月　日から　月　日まで(　日間)			
医療機関の支払請求額		円			
高額療養 費の計算	医療費 (A)	一部負担金 (B)	自己負担限 度額(C)	高額療養費の額 (D)=(B)-(C)	貸付額 (D)×80%
	円	円	円	円	円
本請求に基づく金額の受領を代理人に委任します。 住所 請求人 氏名 (印) 住所 代理人 氏名 (印)					
支払希望金 融機関名	銀行 支店 信用金庫 農協 その他( )			ふりがな	
				普通	名義人
				当座	口座番号

様式第2号（第2条関係）

国民健康保険高額療養費資金貸付金借用書

印紙

年　月　日

（あて先）掛川市長

住所

申込者

氏名

印

次のとおり国民健康保険高額療養費資金貸付金を借用いたします。

については、掛川市国民健康保険高額療養費貸付基金条例及び掛川市国民健康保険高額療養費貸付基金条例施行規則を遵守し、償還すべき理由が生じたときは、直ちに償還いたします。

承認決定番号	第　　号
借入金額	円
借入利息	無利息
借入期限	高額療養費の支給日
償還方法	一時償還
延滞利息	年利7.3%

様式第3号（第2条関係）

委任状

私は、掛川市長 を代理人と定め、掛川市国民健康保険高額療養費貸付基金条例  
に基づき借り受けた金額 円を償還するため、国民健康保険法に基づく高額療養費  
( 年 月 日付け請求分 円) を受領する一切の権限を委任します。

年 月 日

住所  
委任者  
氏名 印

国民健康保険高額療養費資金貸付決定通知書

第 号  
年 月 日

様

掛川市長 氏 名 印

年 月 日付けで申込みのあった資金の貸付けについて、次のとおり決定したの  
で通知します。

承 認 決 定 番 号	第 号
療養を受けた者の氏名	
貸 付 金 額	円
貸 付 年 月 日	年 月 日
医療機関の名称 及び所在地	名 称
	所 在 地
療 養 を 受 け た 期 間	年 月 日から 月 日まで ( 日間)

様式第5号（第4条関係）

国民健康保険高額療養費資金貸付金申込者氏名等変更届出書

年　月　日

(あて先) 掛川市長

住所

届出者

氏名

高額療養費資金貸付金の申込者の氏名等を変更したので、掛川市国民健康保険高額療養費貸付基金条例施行規則第4条の規定により、次のとおり届け出ます。

承認決定番号	第　号	
区分	旧	新
氏名		
住所		
変更年月日	年　月　日	
備考		

国民健康保険高額療養費資金貸付金返還通知書

第 号  
年 月 日

様

掛川市長 氏 名 印

高額療養費貸付金について、次のとおり返還するよう通知します。

承認決定番号	第 号
返還金額	円
貸付年月日	年 月 日
返還期限	年 月 日まで
返還理由	
備考	

国民健康保険高額療養費資金貸付金台帳

申込者被保険者記号・番号	申込者の住所及び氏名					
	住所		氏名			
療養を受けた者の氏名	療養を受けた医療機関の名称及び所在地					
	名称		所在地			
療養を受けた期間	一部負担金		高額療養費			
年 月 日から 年 月 日まで		円		円		
借入申込年月日	貸付決定年月日		年 月 日			
年 月 日	承認決定番号		第 号			
貸付金額	貸付年月日					
円	年 月 日					
返還金額	返還年月日			収納印		
円	年 月 日					

## 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の掛川市国民健康保険高額療養費貸付基金条例施行規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。